

愛称：セレクト9

追加型投信／海外／債券

信託期間：2010年2月1日 から 無期限

基準日：2025年2月28日

決算日：毎月15日(休業日の場合翌営業日)

回数コード：3116

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

《基準価額・純資産の推移》

2025年2月28日現在

|       |         |
|-------|---------|
| 基準価額  | 4,262 円 |
| 純資産総額 | 110億円   |

| 期間別騰落率 |         |
|--------|---------|
| 期間     | ファンド    |
| 1カ月間   | -2.3 %  |
| 3カ月間   | +0.8 %  |
| 6カ月間   | +1.0 %  |
| 1年間    | -0.8 %  |
| 3年間    | +36.6 % |
| 5年間    | +24.2 % |
| 年初来    | -2.5 %  |
| 設定来    | +49.4 % |



※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。  
※基準価額の計算において、運用管理費用(信託報酬)は控除しています(後述のファンドの費用をご覧ください)。  
※「期間別騰落率」の各計算期間は、基準日から過去に遡った期間とし、当該ファンドの「分配金再投資基準価額」を用いた騰落率を表しています。  
※実際のファンドでは、課税条件によって投資者ごとの騰落率は異なります。また、換金時の費用・税金等は考慮していません。

《分配の推移》

(1万口当たり、税引前)

| 決算期(年/月)      | 分配金                      |
|---------------|--------------------------|
| 第1～169期 合計：   | 7,980円                   |
| 第170期 (24/03) | 10円                      |
| 第171期 (24/04) | 10円                      |
| 第172期 (24/05) | 10円                      |
| 第173期 (24/06) | 10円                      |
| 第174期 (24/07) | 10円                      |
| 第175期 (24/08) | 10円                      |
| 第176期 (24/09) | 10円                      |
| 第177期 (24/10) | 10円                      |
| 第178期 (24/11) | 10円                      |
| 第179期 (24/12) | 10円                      |
| 第180期 (25/01) | 10円                      |
| 第181期 (25/02) | 10円                      |
| 分配金合計額        | 設定来：8,100円<br>直近12期：120円 |

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

《主要な資産の状況》

※比率は、純資産総額に対するものです。

| 資産別構成                |     |        |
|----------------------|-----|--------|
| 資産                   | 銘柄数 | 比率     |
| 外国債券                 | 36  | 95.6%  |
| コール・ローン、その他※         |     | 4.4%   |
| 合計                   | 36  | 100.0% |
| ※外貨キャッシュ、経過利息等を含みます。 |     |        |

| 債券 種別構成 |       |         |
|---------|-------|---------|
| 種別      | 比率    | 合計95.6% |
| 国債      | 88.5% |         |
| 国際機関債   | 7.1%  |         |

| 債券 格付別構成 |       |          |
|----------|-------|----------|
| 格付別      | 比率    | 合計100.0% |
| AAA      | 7.4%  |          |
| AA       | 11.4% |          |
| A        | 39.0% |          |
| BBB      | 42.2% |          |
| BB       | ---   |          |
| B以下      | ---   |          |

| 債券 ポートフォリオ特性値                                                     |     |
|-------------------------------------------------------------------|-----|
| 直接利回り(%)                                                          | 6.4 |
| 最終利回り(%)                                                          | 7.9 |
| 修正デュレーション                                                         | 2.1 |
| 残存年数                                                              | 2.7 |
| ※債券 ポートフォリオ特性値は、ファンドの組入債券等の各特性値(直接利回り、最終利回り等)を、その組入比率で加重平均したものです。 |     |

| 地域別構成        |       |         |
|--------------|-------|---------|
| 地域名          | 比率    | 合計98.5% |
| 中南米地域        | 33.0% |         |
| 欧州・中東・アフリカ地域 | 32.8% |         |
| アジア地域        | 32.6% |         |

| 通貨別構成       |       |          |
|-------------|-------|----------|
| 通貨          | 比率    | 合計100.0% |
| メキシコ・ペソ     | 11.4% |          |
| ハンガリー・フォリント | 11.1% |          |
| ポーランド・ズロチ   | 11.0% |          |
| マレーシア・リンギット | 11.0% |          |
| ブラジル・レアル    | 10.9% |          |
| インド・ルピー     | 10.8% |          |
| インドネシア・ルピア  | 10.8% |          |
| 南アフリカ・ランド   | 10.7% |          |
| コロンビア・ペソ    | 10.6% |          |
| その他         | 1.5%  |          |

※債券 格付別構成の比率は、債券ポートフォリオに対するものです。  
※格付別構成については、当社所定の基準で採用した格付けを基準に算出しています。  
■当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和アセットマネジメントにより作成されたものです。当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって投資元本が保証されているものではありません。当ファンドの取得をご希望の場合には投資信託説明書(交付目論見書)を販売会社よりお渡しいたしますので、必ず内容をご確認の上ご自身でご判断ください。後述の当資料のお取り扱いにおけるご注意をよくお読みください。

設定・運用：

大和アセットマネジメント

Daiwa Asset Management

商号等

大和アセットマネジメント株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号  
一般社団法人投資信託協会  
一般社団法人日本投資顧問業協会  
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

加入協会

| 組入上位10銘柄                                 |             |       |            | 合計53.9% |
|------------------------------------------|-------------|-------|------------|---------|
| 銘柄名                                      | 通貨          | 利率(%) | 償還日        | 比率      |
| REPUBLIC OF SOUTH AFRICA                 | 南アフリカ・ランド   | 10.5  | 2026/12/21 | 7.8%    |
| Brazil Notas do Tesouro Nacional Serie F | ブラジル・レアル    | 10    | 2029/01/01 | 6.7%    |
| INDIA GOVERNMENT BOND                    | インド・ルピー     | 5.15  | 2025/11/09 | 5.6%    |
| Poland Government Bond                   | ポーランド・ズロチ   | 2.5   | 2026/07/25 | 5.5%    |
| MALAYSIAN GOVERNMENT                     | マレーシア・リンギット | 3.906 | 2026/07/15 | 5.2%    |
| EUROPEAN BK RECONSTRUCTION & DEVELOPMENT | インドネシア・ルピア  | 4.6   | 2025/12/09 | 5.1%    |
| MEXICAN BONOS                            | メキシコ・ペソ     | 5.5   | 2027/03/04 | 5.0%    |
| Hungary Government Bond                  | ハンガリー・フォリント | 2.75  | 2026/12/22 | 4.4%    |
| Hungary Government Bond                  | ハンガリー・フォリント | 1     | 2025/11/26 | 4.4%    |
| MEXICAN BONOS                            | メキシコ・ペソ     | 5     | 2025/03/06 | 4.1%    |

※比率は、純資産総額に対するものです。

<< 基準価額の設定来変動要因分解 >>
2025年2月末

<項目別要因分解>

| 基準価額  |        | 変動額    | 債券要因  | 為替要因   | 分配金要因  | 運用管理費用<br>要因等 |
|-------|--------|--------|-------|--------|--------|---------------|
| 4,262 | 設定来(円) | -5,738 | 5,679 | -1,937 | -8,100 | -1,380        |

<< 基準価額の月次変動要因分解 >>
2025年2月末

<項目別要因分解>

| 基準価額(円)    |            | 変動額  | 債券要因 | 為替要因 | 分配金要因 | 運用管理費用<br>要因等 |
|------------|------------|------|------|------|-------|---------------|
| 2025年2月28日 | 2025年1月31日 |      |      |      |       |               |
| 4,262      | 4,371      | -109 | 30   | -123 | -10   | -6            |

<地域別要因分解>

| 債券要因   | 欧州・中東・アフリカ地域 |       |       | アジア地域  |     |       | 中南米地域 |       |      |
|--------|--------------|-------|-------|--------|-----|-------|-------|-------|------|
|        | ポーランド        | 南アフリカ | ハンガリー | インドネシア | インド | マレーシア | ブラジル  | コロンビア | メキシコ |
| 変動額(円) | 2            | 3     | 1     | 4      | 3   | 1     | 6     | 2     | 8    |

| 為替要因   | 欧州・中東・アフリカ地域 |       |       | アジア地域  |     |       | 中南米地域 |       |      |
|--------|--------------|-------|-------|--------|-----|-------|-------|-------|------|
|        | ポーランド        | 南アフリカ | ハンガリー | インドネシア | インド | マレーシア | ブラジル  | コロンビア | メキシコ |
| 変動額(円) | -10          | -11   | -6    | -20    | -19 | -22   | -12   | -12   | -10  |

| 債券・為替<br>要因計 | 欧州・中東・アフリカ地域 |       |       | アジア地域  |     |       | 中南米地域 |       |      |
|--------------|--------------|-------|-------|--------|-----|-------|-------|-------|------|
|              | ポーランド        | 南アフリカ | ハンガリー | インドネシア | インド | マレーシア | ブラジル  | コロンビア | メキシコ |
| 変動額(円)       | -8           | -8    | -5    | -16    | -16 | -21   | -6    | -10   | -2   |

※ 変動要因分解は、基準価額の変動要因の傾向を把握するために大和アセットマネジメントが日々のデータを基に簡便法により算出した概算値であり、実際の基準価額の変動を正確に説明するものではありません。

※ 保有する米ドル等の影響で、地域別要因分解の為替要因の合計値が、項目別要因分解の為替要因と一致しないことがあります。

※ 上記データは過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。

単位: (円)

|           | 基準価額  | 前月比  | 債券要因 | 為替要因 | 分配金要因 | 運用管理費用要因等 |
|-----------|-------|------|------|------|-------|-----------|
| 2023年3月末  | 3,696 | 36   | 48   | 2    | -10   | -5        |
| 2023年4月末  | 3,751 | 55   | 25   | 45   | -10   | -5        |
| 2023年5月末  | 3,889 | 138  | 32   | 121  | -10   | -5        |
| 2023年6月末  | 4,181 | 292  | 58   | 249  | -10   | -5        |
| 2023年7月末  | 4,170 | -11  | 35   | -30  | -10   | -6        |
| 2023年8月末  | 4,240 | 70   | 31   | 54   | -10   | -5        |
| 2023年9月末  | 4,190 | -50  | -14  | -21  | -10   | -5        |
| 2023年10月末 | 4,209 | 19   | 25   | 10   | -10   | -6        |
| 2023年11月末 | 4,320 | 111  | 72   | 55   | -10   | -6        |
| 2023年12月末 | 4,238 | -82  | 56   | -123 | -10   | -5        |
| 2024年1月末  | 4,344 | 106  | 20   | 102  | -10   | -7        |
| 2024年2月末  | 4,414 | 70   | 15   | 71   | -10   | -6        |
| 2024年3月末  | 4,455 | 41   | 15   | 42   | -10   | -6        |
| 2024年4月末  | 4,557 | 102  | -4   | 122  | -10   | -6        |
| 2024年5月末  | 4,586 | 29   | 32   | 12   | -10   | -5        |
| 2024年6月末  | 4,595 | 9    | 32   | -7   | -10   | -6        |
| 2024年7月末  | 4,404 | -191 | 50   | -224 | -10   | -7        |
| 2024年8月末  | 4,280 | -124 | 42   | -149 | -10   | -6        |
| 2024年9月末  | 4,308 | 28   | 36   | 8    | -10   | -6        |
| 2024年10月末 | 4,414 | 106  | -14  | 136  | -10   | -6        |
| 2024年11月末 | 4,259 | -155 | 22   | -161 | -10   | -5        |
| 2024年12月末 | 4,392 | 133  | -10  | 159  | -10   | -5        |
| 2025年1月末  | 4,371 | -21  | 46   | -51  | -10   | -6        |
| 2025年2月末  | 4,262 | -109 | 30   | -123 | -10   | -6        |

※ 変動要因分解は、基準価額の変動要因の傾向を把握するために大和アセットマネジメントが日々のデータを基に簡便法により算出した概算値であり、実際の基準価額の変動を正確に説明するものではありません。

※ 上記データは過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。

<< 分配金の概況 >>

25/2/17時点

■ 配当等収益(1万口当たり、経費控除後)および分配対象額(1万口当たり、分配金支払い後)の状況

| 決算期<br>決算日     | 第170期<br>(24/3/15) | 第171期<br>(24/4/15) | 第172期<br>(24/5/15) | 第173期<br>(24/6/17) | 第174期<br>(24/7/16) | 第175期<br>(24/8/15) |
|----------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 配当等収益(経費控除後)   | 17 円               | 22 円               | 22 円               | 19 円               | 21 円               | 17 円               |
| 分配金            | 10 円               | 10 円               | 10 円               | 10 円               | 10 円               | 10 円               |
| 分配対象額(分配金支払い後) | 287 円              | 298 円              | 311 円              | 320 円              | 331 円              | 337 円              |

| 決算期<br>決算日     | 第176期<br>(24/9/17) | 第177期<br>(24/10/15) | 第178期<br>(24/11/15) | 第179期<br>(24/12/16) | 第180期<br>(25/1/15) | 第181期<br>(25/2/17) |
|----------------|--------------------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------|--------------------|
| 配当等収益(経費控除後)   | 17 円               | 20 円                | 19 円                | 251 円               | 18 円               | 18 円               |
| 分配金            | 10 円               | 10 円                | 10 円                | 10 円                | 10 円               | 10 円               |
| 分配対象額(分配金支払い後) | 345 円              | 354 円               | 364 円               | 604 円               | 612 円              | 620 円              |

※配当等収益(経費控除後)は、経費(運用管理費用等)が配当等収益にどのくらい按分控除されるかにより変動します。配当等収益への按分率は、有価証券売買等損益の金額によって変動します。つまり、有価証券売買等利益(評価益を含む)が発生していなければ、経費(運用管理費用等)はすべて配当等収益から差し引かれます。なお、控除しきれない金額が生じた場合、有価証券売買等損益に計上されます。

※円未満は四捨五入しています。

※分配金は1万口当たり、税引前のものです。

※上記のデータは、過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

### 【投資環境】

新興国債券市場では、米国の経済指標の下振れを受けた米国金利の低下が金利低下圧力となりましたが、個別国の要因などから、金利は国によってまちまちな動きとなりました。為替市場では、日銀の追加利上げ観測の高まりや、米トランプ政権の関税方針を受けたリスク回避姿勢の強まりなどから、多くの新興国通貨が対円で下落しました。

アジア地域ーインドネシアとインドの金利は低下、マレーシアの金利は小動き

- インドネシアでは、追加利下げ観測が高まったほか、米国の金利低下の影響を受けて、金利は低下しました。
  - インドでは、中銀が利下げを開始したことなどから、金利は短期年限を中心に低下しました。
  - マレーシアでは、当面の政策金利の据え置きが予想される中、金利は相対的に小動きでした。
- 為替市場では、日銀の追加利上げ観測の高まりや、米トランプ政権の関税方針を受けたリスク回避姿勢の強まりなどから、インドネシア・ルピア、インド・ルピー、マレーシア・リングgitは対円で下落しました。

欧州・中東・アフリカ地域ーポーランドの金利は低下、ハンガリーと南アフリカの金利は上昇

- ハンガリーでは、インフレ率が市場予想を上回ったことなどから、金利は上昇しました。
  - ポーランドでは、米国の金利低下の影響を受けて、金利は中長期年限を中心に低下しました。
  - 南アフリカでは、米国との関係悪化などから中銀が利下げに慎重になるとの見方が強まり、金利は上昇しました。
- 為替市場では、ロシア・ウクライナ和平への期待から東欧通貨が買われる場面もありましたが、日銀の追加利上げ観測の高まりや、米トランプ政権の関税方針を受けたリスク回避姿勢の強まりなどから、ハンガリー・フォリント、ポーランド・ズロチ、南アフリカ・ランドは対円で下落しました。

中南米地域ーブラジルの金利はまちまち、メキシコの金利は低下、コロンビアの金利は上昇

- ブラジルでは、市場予想を下回る経済指標の発表が相次ぎ、市場の過度な利上げ観測が後退したことなどから、短期年限の金利は低下した一方、長期年限の金利は財政悪化懸念などを背景に上昇しました。
  - メキシコでは、中銀が利下げ幅の拡大を決定したほか、次回会合でも同じ幅の利下げを検討する方針を示したことなどから、金利は低下しました。
  - コロンビアでは、市場の利下げ予想に反して中銀が政策金利を据え置いたことなどから、金利は上昇しました。
- 為替市場では、日銀の追加利上げ観測の高まりや、米トランプ政権の関税方針を受けたリスク回避姿勢の強まりなどから、ブラジル・レアル、メキシコ・ペソ、コロンビア・ペソは対円で下落しました。

### 【ファンドの運用状況】

#### 月間の動き

投資している債券の利息収入がプラス要因となった一方、投資対象通貨の対円での下落がマイナス要因となり、基準価額は下落しました。

#### 運用のポイント

通貨の配分は各地域・各国への均等をめざしました。債券ポートフォリオの修正デュレーションは1～3年程度でコントロールしました。

### 【今後の展望】

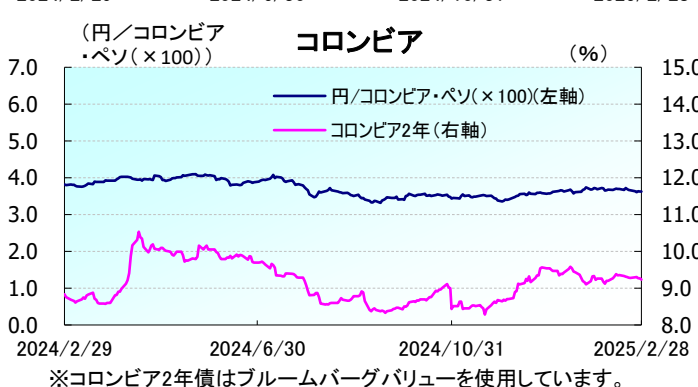
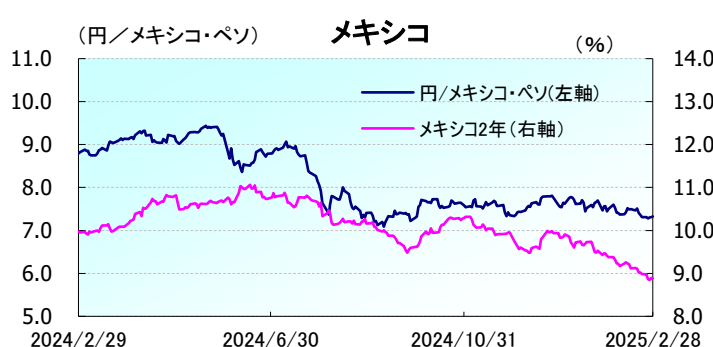
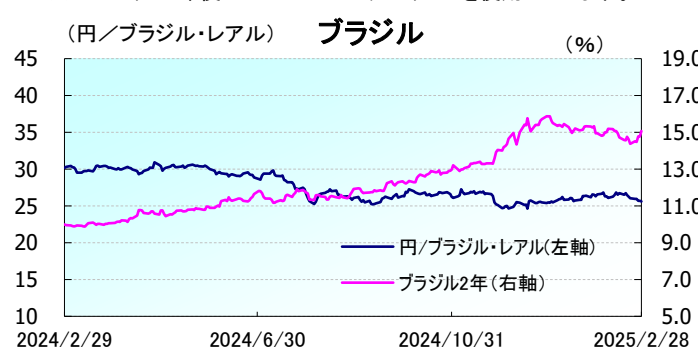
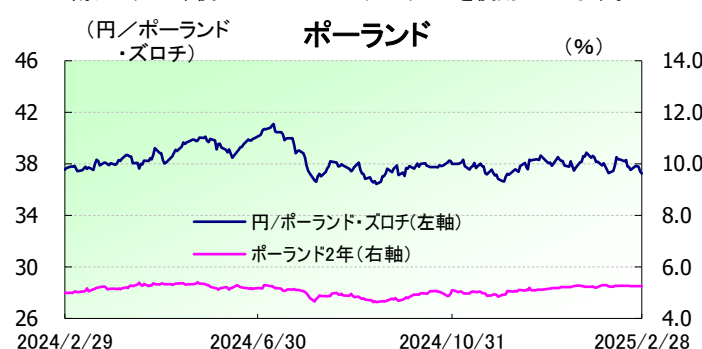
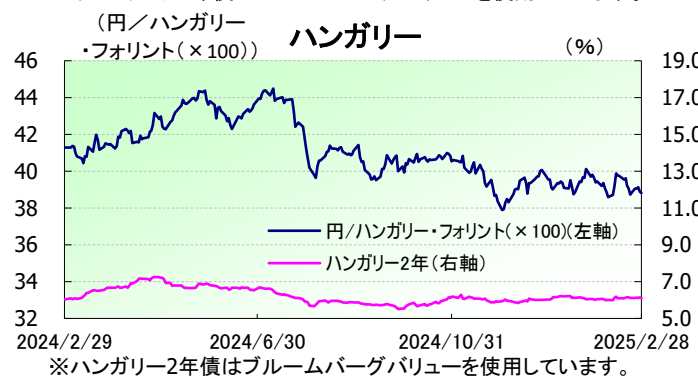
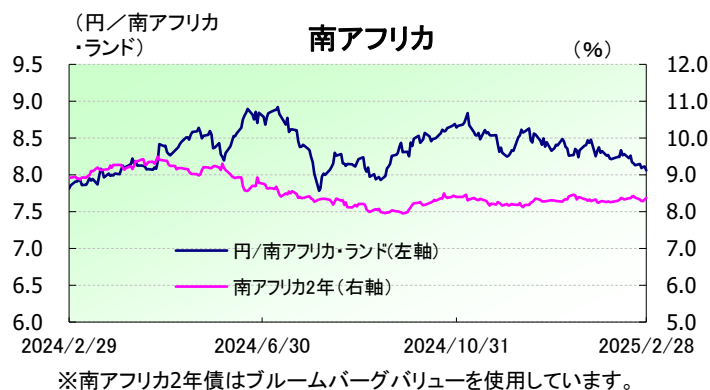
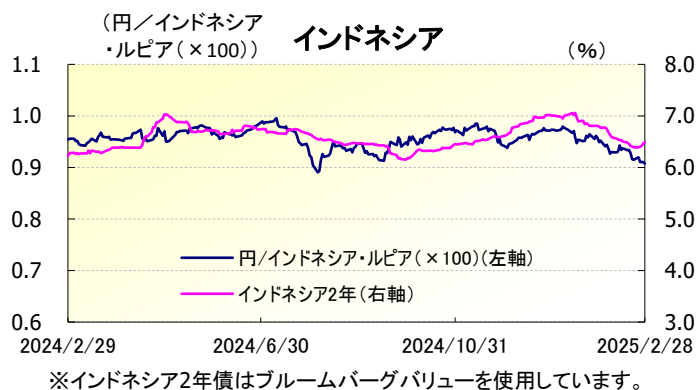
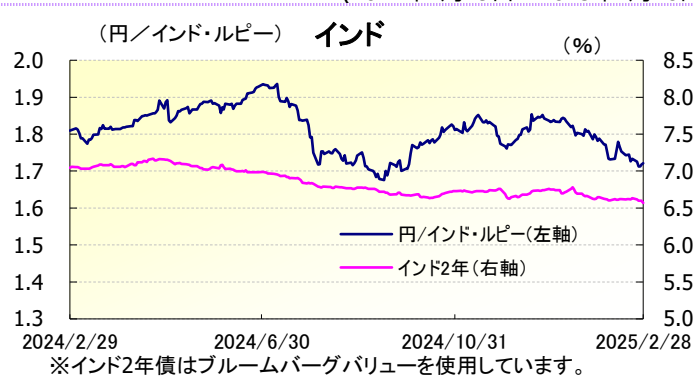
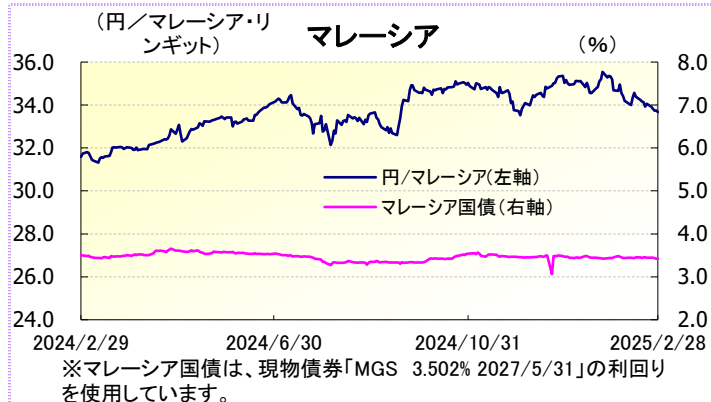
米国の通商政策や地政学リスクの行方を見極めながら、利下げ余地を探る局面

新興国債券市場は、米国の通商政策や金融政策を巡る思惑、ロシア・ウクライナ戦争の行方次第で、短期的に上下する展開が想定されます。ただし、多くの新興国ではインフレ率が中銀の目標付近で推移しており、高金利政策からの利下げを進める余地は残されていると言えます。そのため、中期的には相対的に高い利息収入と金利低下（債券価格の上昇）を享受できる局面にあると考えられます。

新興国通貨は、米国の通商政策や金融政策を巡る思惑、地政学リスクの動向に左右される展開が想定されます。ただし、多くの新興国は過去の通貨危機時に比べると対外ぜい弱性が低下しており、利下げの先送りや為替介入などによって通貨を下支えする能力は高まっていると考えられます。



(2024年2月29日～2025年2月28日)



(出所)ブルームバーグ、大和アセットマネジメント

## 《ファンドの目的・特色》

### ファンドの目的

- ・新興国の現地通貨建債券に分散投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざします。

### ファンドの特色

- ・新興国の現地通貨建債券に分散投資します。
- ・債券の格付けは、取得時において BB 格相当以上※とします。  
※ムーディーズで Ba3 以上または S&P で BB- 以上
- ・毎月 15 日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

## 《投資リスク》

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。**基準価額の主な変動要因は、以下のとおりです。

|                             |                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| カントリー・リスク                   | 投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。<br>新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。                                                                                                                   |
| 為替変動リスク                     | 外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。<br>特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。                                                                           |
| 公社債の価格変動<br>(価格変動リスク・信用リスク) | 公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。<br>特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。<br>新興国の公社債は、先進国の公社債と比較して価格変動が大きく、デフォルト（債務不履行）が生じるリスクがより高いものになると考えられます。<br>組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 |
| その他                         | 解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。                                                                                                                                                                   |

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

### その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

## 《ファンドの費用》

| 投資者が直接的に負担する費用      |                                          |                                                                           |         |         |
|---------------------|------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|---------|---------|
|                     | 料率等                                      | 費用の内容                                                                     |         |         |
| 購入時手数料              | 販売会社が別に定める率<br>〈上限〉 <u>2.2% (税抜2.0%)</u> | 購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。                                    |         |         |
| 信託財産留保額             | ありません。                                   | —                                                                         |         |         |
| 投資者が信託財産で間接的に負担する費用 |                                          |                                                                           |         |         |
|                     | 料率等                                      | 費用の内容                                                                     |         |         |
| 運用管理費用<br>(信託報酬)    | <u>年率1.474%</u><br><u>(税抜1.34%)</u>      | 運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。 |         |         |
| 委託会社                | 配分については、<br>下記参照                         | ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価です。                        |         |         |
| 販売会社                |                                          | 運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。                                |         |         |
| 受託会社                |                                          | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。                                                |         |         |
|                     | 〈運用管理費用の配分〉<br>(税抜) (注1)                 | 委託会社                                                                      | 販売会社    | 受託会社    |
|                     | 300億円未満の場合                               | 年率0.60%                                                                   | 年率0.70% | 年率0.04% |
|                     | 300億円以上<br>1,000億円未満の場合                  | 年率0.55%                                                                   | 年率0.75% |         |
|                     | 1,000億円以上の場合                             | 年率0.50%                                                                   | 年率0.80% |         |
| その他の費用・<br>手数料      | (注2)                                     | 監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。 |         |         |

(注1)「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

(注2)「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※購入時手数料について、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

※運用管理費用の信託財産からの支払いは、毎計算期末または信託終了時に行なわれます。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

|                        |                                                                                                                                                                         |
|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入単位                   | 最低単位を 1 円単位または 1 口単位として販売会社が定める単位                                                                                                                                       |
| 購入価額                   | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額（1 万口当たり）                                                                                                                                              |
| 購入代金                   | 販売会社が定める期日までにお支払い下さい。                                                                                                                                                   |
| 換金単位                   | 販売会社が定める単位                                                                                                                                                              |
| 換金価額                   | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額（1 万口当たり）                                                                                                                                              |
| 換金代金                   | 原則として換金申込受付日から起算して 5 営業日目からお支払いします。                                                                                                                                     |
| 申込受付中止日                | ロンドンの銀行の休業日<br>（注）申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。                                                                                                                        |
| 申込締切時間                 | （2024 年 11 月 4 日まで）<br>午後 3 時まで（販売会社所定の事務手続きが完了したもの）<br>（2024 年 11 月 5 日以降）<br>原則として、午後 3 時 30 分まで（販売会社所定の事務手続きが完了したもの）<br>なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。 |
| 換金制限                   | 信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込には制限があります。                                                                                                                                    |
| 購入・換金申込受付<br>の中止および取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、購入、換金の申込みの受け付けを中止すること、すでに受け付けた購入の申込みを取消すことがあります。                    |
| 繰上償還                   | 次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させること（繰上償還）ができます。<br>・受益権の口数が 30 億口を下ることとなった場合<br>・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき<br>・やむを得ない事情が発生したとき           |
| 収益分配                   | 年 12 回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。<br>※販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。                                                                                                        |
| 課税関係                   | 課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。<br>公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に NISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。<br>当ファンドは、NISA の対象ではありません。<br>※税法が改正された場合等には変更される場合があります。           |



## 《収益分配金に関する留意事項》

- ◆ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

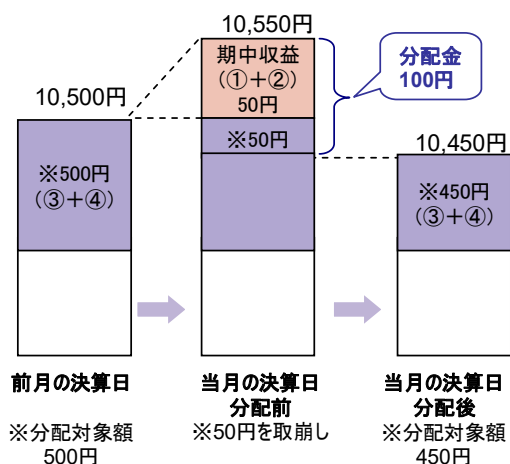
投資信託で分配金が支払われるイメージ



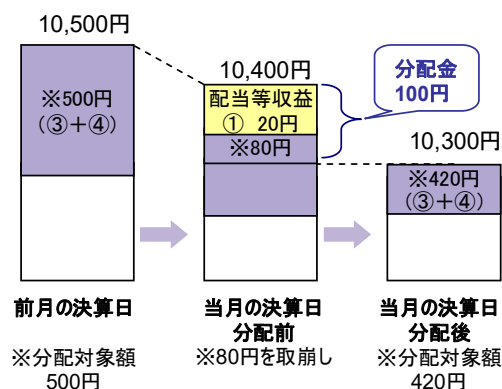
- ◆ 分配金は、1ヶ月間(前月の決算日翌日から当月の決算日)に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。
- ◆ 上記の場合、当月の決算日の基準価額は前月の決算日と比べて下落することになります。
- ◆ 分配金の水準は、必ずしも毎月のファンドの収益率を示すものではありません。

### 1ヶ月間に発生した収益を超えて支払われる場合

#### 前月の決算日から基準価額が上昇した場合



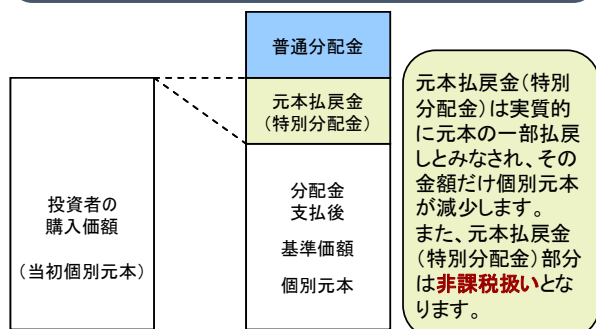
#### 前月の決算日から基準価額が下落した場合



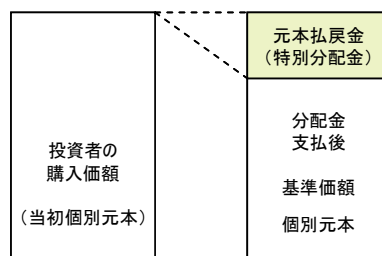
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

- ◆ 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

#### 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



#### 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金 : 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金 : 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の(特別分配金)額だけ減少します。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

## 《当資料のお取り扱いにおけるご注意》

- 当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和アセットマネジメントにより作成されたものです。
- 当ファンドのお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする「投資信託説明書（交付目論見書）」の内容を必ずご確認ください。
- 投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではありません。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 当資料は、信頼できると考えられる情報源から作成していますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。運用実績などの記載内容は過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮していませんので、投資者のみなさまの実質的な投資成果を示すものではありません。
- 当資料の中で記載されている内容、数値、図表、意見等は資料作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。
- 分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

販売会社等についてのお問い合わせ

▶ **大和アセットマネジメント** フリーダイヤル 0120-106212（営業日の9:00～17:00）

当社ホームページ

▶ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

ダイワ成長国セレクト債券ファンド（毎月決算型）（愛称：セレクト9）

| 販売会社名（業態別、50音順）<br>（金融商品取引業者名）                           |          | 登録番号            | 加入協会    |                         |                         |                            |
|----------------------------------------------------------|----------|-----------------|---------|-------------------------|-------------------------|----------------------------|
|                                                          |          |                 | 日本証券業協会 | 一般社団法人<br>金融先物<br>取引業協会 | 一般社団法人<br>日本投資<br>顧問業協会 | 一般社団法人<br>第二種金融商<br>品取引業協会 |
| 株式会社SBI新生銀行<br><small>(委託金融商品取引業者<br/>株式会社SBI証券)</small> | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第10号  | ○       | ○                       |                         |                            |
| 株式会社ゆうちょ銀行                                               | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第611号 | ○       |                         |                         |                            |
| 株式会社SBI証券                                                | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第44号  | ○       | ○                       |                         | ○                          |
| 松井証券株式会社                                                 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第164号 | ○       | ○                       |                         |                            |
| 楽天証券株式会社                                                 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第195号 | ○       | ○                       | ○                       | ○                          |
| リテラ・クレア証券株式会社                                            | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第199号 | ○       |                         |                         |                            |

上記の販売会社は今後変更となる場合があります。また、販売会社によって、新規のご購入の取扱いを行っていない場合や、お申込み方法・条件等が異なります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。